

世田谷区公共施設等総合管理計画

一部改訂（第 2 期）**抜粋版**

（令和 6 年度～令和 18 年度）

令和 6 年 3 月
世 田 谷 区

(10) 児童福祉施設

①保育施設

施設整備等の考え方（更新時の方針等）	・「区立保育園の今後のあり方」に基づく新たな再整備計画に基づき、計画的に再整備を進める。 ・今後も複数の区立保育園が配置されている地区については、未就学児童数や民間保育施設数等を踏まえながら、さらなる再整備対象園の選定や再整備手法の検討を進める。 R10 以降：九品仏複合施設（奥沢西保育園跡へ。私立認可園と児童館の複合化） R11 以降：弦巻・西弦巻統合園（松丘幼稚園跡へ。医ケア対応の障害児通所施設と複合化） R13 以降：烏山拠点園（給田幼稚園跡へ。給田保育園と西之谷保育園の移転・統合） 大蔵・南大蔵統合園（南大蔵保育園へ） R14 以降：奥沢・南奥沢統合園（奥沢保育園へ） R16 以降：上用賀・ふじみ統合園（用賀保育園分園跡へ）
--------------------	---

②児童館

施設整備等の考え方（更新時の方針等）	・「区立児童館の整備等計画」（令和4年7月）に基づき、整備を行う。 ・既存の児童館については、再配置は行わず、適切な改修を行う。 ・未整備地区（8地区）については、児童館に必要な面積の確保や、整備費、維持管理経費等のコスト抑制等の観点から、学校等との複合化を基本に、計画的な整備を行う。 <太子堂地区>太子堂中学校への複合化を想定 令和16年度頃開設予定 <上馬地区>駒沢中学校への複合化を想定 令和12年度頃開設予定 <代沢地区>池ノ上青少年交流センターに機能付加 令和7年度開設予定 <北沢地区>地区内他施設との複合化を想定 開設時期未定 <松原地区>梅丘中学校への複合化を想定 令和11年度頃開設予定 <奥沢地区>奥沢中学校と別棟で整備 令和9年度開設予定 <九品仏地区>区立奥沢西保育園跡地に私立保育園との複合施設として整備 令和10年度開設予定 <二子玉川地区>野毛青少年交流センターのあり方とともに検討 開設時期未定
--------------------	--

(14) 学校教育施設

施設整備等の考え方（更新時の方針等）

【小学校、中学校】

① 改築、長寿命化、保全改修の基本的な考え方

- ・年3校改築を基本として計画的な施設更新を行う。総合管理計画一部改訂（第2期）の計画期間の区分けに合わせ、前期、中期、後期それぞれの施設更新対象校を各期の初めに明らかにする。
- ・前期（令和6年度～9年度）については、各校の築年数を基本として、学習環境の確保や学校プールの共同利用、ハザードリスク、都市計画道路等の整備の観点も考慮し、各年度における施設更新に着手する学校を以下のとおりとする。

令和6年度～令和9年度において施設更新に着手する学校

年度	学校名
令和6年度	八幡小学校、砧小学校、松沢中学校
令和7年度	深沢小学校、梅丘中学校、砧中学校
令和8年度	世田谷小学校、玉川小学校、駒沢中学校
令和9年度	烏山小学校、太子堂中学校、瀬田中学校

- ・計画難易度と施工難易度が高い場合に、設計施工一括発注等の活用を検討し、着実な施設更新を図る。
- ・同じ学校の各棟は（築年数が浅く更新を要さない棟を除き）同時に更新する「棟別全棟整備」を基本とする。
- ・長寿命化改修が可能なものについて、リノベーションにより築65年よりさらに30年程度使用する。
- ・将来に向けた機能の転用や、区民利用促進を見据えた設計により、柔軟性のある整備を行う。
- ・拠点となる仮設校舎の共同利用や仮設校舎を建設しない改築方法について検討を進め、工期短縮や経費抑制を図る。
- ・他の公共施設との合築による「複合化」を進めるとともに、施設の一部転用、既存施設を多用途の公共空間として共有化を図ることや、空き時間を別の機能として有効に活用する「多機能化」を徹底する。
- ・給食施設については、太子堂調理場の更新時期を捉えつつ、また、他校からの搬送の見直しを検討しつつ、改築や大規模改修の機会に自校調理化を進める。
- ・これらの学校増改築、長寿命化、保全改修の基本的な考え方については、「世田谷区学校施設長寿命化計画」の改訂に反映する。

	② 多様な教育活動の展開に対応するための施設の整備 学校の使用共通化が図れる部分は効率的に整備を進めるとともに、各学校で魅力ある学校づくりを進めるための、各学校や地域の特色を生かした、新たな学びの創出の取組みに対応可能な施設の整備について検討を進める。 ③ 学校プール整備の考え方 学校改築にあたり、拠点となる学校に簡易温水プールを整備し、複数の近隣校で利用することにより、猛暑への対応による安定的な授業の実施等につなげるプールの共同利用に取り組む。また、共同利用と併せ、敷地の有効活用や、民間プールや区民プールの活用についても検討する。なお、自校で継続してプール運営を行う学校については、遮熱対策及び暑熱対策を進める。 ④ 地域コミュニティの核としての役割を担う施設の整備 学校と地域の連携を進めるとともに、運動場や体育館、音楽室や図書室等の地域利用が柔軟にできる施設、設備を整備する。 ⑤ 災害発生時に備えた施設の整備 大規模な災害時に避難所となる学校施設に必要な防災倉庫やマンホールトイレ等の設置を継続する。また、発災直後の情報発信や情報収集に必要となる非常用電源の配備を継続するとともに、災害時に施設のうち1室は、体調不良者や要支援者の避難に対応出来るよう、室温調節が可能となる電源や設備を確保することを基本とし、各校の状況に応じた対応を行う。 ⑥ 学校緑化と環境に配慮した施設の整備 学校敷地内のみどりを増やす取組みを継続するとともに、「世田谷区公共建築物 ZEB 指針」や策定予定の「(仮称) 公共施設省エネ・再エネ指針」に基づき、猛暑対策や環境負荷軽減に向けた施設整備を進める。 【幼稚園】 ・「区立幼稚園等集約化等計画」に基づき、5地域に1箇所へ集約化するとともに、乳幼児期の教育・保育の質の向上に向けた連携の先導・推進や、機能充実、要配慮児・医療的ケア児の対応等の機能強化を図る。 【河口湖林間学園】 ・老朽化の状況を踏まえ、施設及び移動教室事業のあり方の検討を進める。
--	--

令和 4 年 7 月 2 8 日
子ども・若者部児童課

世田谷区立児童館の整備等計画について

1 主旨

区立児童館の機能と再整備については、令和 2 年 2 月に基本的な考え方を議会報告したところである。

この度、児童館未整備地区及び地区に複数ある児童館の具体的な対応について計画をとりまとめたので報告する。

2 児童館の役割と機能

(1) 「子ども計画（第 2 期）後期計画（令和 2 ～ 6 年度）」における児童館の機能強化

児童館が持つ、「遊び」、「相談支援」、「地域資源開発」、「ネットワーク支援」の 4 つの機能を充実し、これらを一体のものとして機能させ、地区において子どもにかかる身近な相談や見守りの場として中核的な役割を果たす。そのため、児童館の運営は引き続き区が担うことを位置付け、児童館職員の人材育成や支援力の向上等を図る。

(2) 子ども・子育て支援事業計画調整計画で定める「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）（以下、「今後の子ども政策の考え方」という。）」における位置付け

未整備地区において、児童館を順次開設していくとともに、世田谷版ネウボラの新展開として、児童館の子育てひろばを含めた、おでかけひろばのより身近な整備や産前産後の支援の実施、子育て支援館の全館展開のほか、地区の四者連携を通した地区の子ども子育てネットワークの連携強化を図ることとしている。

(3) (仮称) 世田谷区地域行政推進条例及び (仮称) 世田谷区地域行政推進計画における位置付け

上記条例及び計画において、町会・自治会をはじめとした区民主体のまちづくりの推進に向けて、一層の活動支援に努め、児童館、地域コミュニティ施設、学校等と連携し地区全体で安全安心な生活を包み込むための取り組みを進めていくため、三者連携に児童館を加えた四者連携を進め、地区における相談支援、資源開発を図ることを位置付ける。

3 児童館の整備計画

(1) 基本的な考え方

① 1 地区 1 児童館の整備

未整備地区に児童館を整備し、現在 25 館ある児童館を、まちづくりセンターごとの地区である 28 地区すべてに、児童館を整備する。

整備が完了するまでの間、未整備地区における子ども・子育て支援及び四者連携の推進を、隣接する地区児童館が担う。

※ 児童館の位置、地区内の児童数等については別紙 1 のとおり

② 地区に複数の児童館が所在する地区の考え方

地区に複数ある児童館については、子どもが地区の範囲を超えて利用し、多世代のコミュニティやネットワークの拠点となっている実態を踏まえ、存続させる。四者連携にあたっては、当該地区の複数の児童館が共に担う。

③ ソーシャルワーク機能の強化

児童館職員に対して、ソーシャルワーク研修をはじめ、支援力の向上を狙う研修を積極的に受講させ、現場目線で学ぶべきと考える研修を自ら企画・実施し、研修機会の拡大につなげる。また、児童相談所、子ども家庭支援センターなど専門的な職種の職員と積極的に交流し知見を得るなど、ソーシャルワーク機能の強化を図る。

④効果的・効率的な児童館運営

現在、各地域1箇所を「子育て支援館」として運営しているが、今後は、身近な地域で親子が気軽に立ち寄れるよう、地区における在宅子育て支援の拠点として、「子育て支援館」を、未整備地区を含め、すべての児童館において整備を図っていく。

また、児童館施設の夜間や休館日の活用について、現在の一般の団体利用に加えて、中高生の活動や子ども・子育て支援、学習支援に関する事業に供するなど、更なる効果的、効果的な運営を目指していく。

(2) 未整備(8地区)の地区児童館整備計画について

①奥沢地区

奥沢地区については、区立奥沢中学校の改築にあわせて整備する。

また、中学校と別棟とすることで、中学校の改築工事完了よりも先行して開設することを検討する。

②九品仏地区

玉川地域拠点保育園整備計画に伴い、統合予定の区立奥沢西保育園の跡地を活用し、私立保育園との合築による複合施設として整備する。

③代沢地区、二子玉川地区

代沢地区と二子玉川地区においては、当該地区、隣接地区に所在する池之上および野毛の青少年交流センター(民間事業者による運営委託)が、小学生を含め幅広い子ども若者世代に利用されていること、地域の方々の参加による運営がなされてきた実績を踏まえ、それぞれに児童館機能(子育てひろばや四者連携など。新BOP所管を除く)を付加し、地区の子どもの中核拠点とする。配慮を要する子どもの見守りや、児童相談所、子ども家庭支援センターとの連携など、セーフティネット機能については、隣接の児童館がバックアップし対応する。

④その他未整備地区

学校施設をはじめとした公共施設の改築の機会を捉え、既存施設との複合化を基本に、当該敷地内に児童館を併設し、「今後の子ども政策の考え方」の取り組みにより、区立保育園再整備計画、区立幼稚園再集約化等計画で生じる跡地についても積極的に活用を図る。

なお、本整備計画の策定後に、より早期に整備することが可能である等、より好条件の候補地(複合化計画施設)が見つかった場合は、関係所管と調整し本整備計画の変更を検討する。

※ 各未整備地区の児童館整備計画は別紙2のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 令和4年9月 | 奥沢中学校改築(児童館の併設を含む)にかかる整備方針の策定 |
| 5年度以降 | 整備決定地区における建築等にかかる個別の整備方針の策定 |

児童館位置および地区内児童数(現在)



児童館未整備地区における整備計画

別紙 2

地域	未整備地区	管轄区域	複合化候補施設 (町目・敷地面積)	想定される整備の手法	整備計画年度※ 1, 2	適 用
世 田 谷	太子堂地区	太子堂 1 ～ 5 丁目 三軒茶屋 1 丁目	太子堂中学校 太子堂 3 9,060㎡	学校への複合化	令和 1 6 年度頃開設予定	
	上馬地区	上馬 1 ～ 5 丁目 駒沢 1 ～ 2 丁目	駒沢中学校 駒沢 2 12,598㎡	学校への複合化	令和 1 2 年度頃開設予定	
北 沢	代沢地区	代沢 1 ～ 5 丁目 池尻 4 丁目 3 3 ～ 3 9 番	池之上青少年交流センター 代沢 2 1,131㎡	児童館機能の付加	令和 7 年度開設予定	
	北沢地区	北沢 1 ～ 5 丁目	-----	地区内他施設との複合化	-----	北沢子どもの居場所（きたっこ）は令和 5 年度末まで活動を継続する
	松原地区	松原 1 ～ 6 丁目	梅丘中学校 松原 6 12,906㎡	学校への複合化	令和 1 1 年度頃開設予定	
玉 川	奥沢地区	東玉川 1 ～ 2 丁目 奥沢 1 ～ 3 丁目	奥沢中学校 奥沢 1 11,081㎡	中学校と別棟で整備	令和 1 0 年度開設予定	
	九品仏地区	玉川田園調布 1 ～ 2 丁目 奥沢 4 ～ 8 丁目	奥沢西保育園跡地 奥沢 8 1,157㎡	統合予定の区立奥沢西保育園の跡地を活用し、私立保育園との合築による複合施設として整備する	令和 1 0 年度頃開設予定	
	二子玉川地区	玉川 1 ～ 4 丁目 瀬田 1 ～ 5 丁目	野毛青少年交流センター 野毛 2 1,968㎡	同交流センターのあり方とともに検討	-----	

※ 1 整備計画年度は、平成 2 9 年度に策定した公共施設等総合管理計画の整備年度に基づく。
 ※ 2 整備計画年度は当該計画等の変更があった場合は、短縮または延伸する場合がある。

令和 8 年 2 月 3 日
子ども・若者部
教育委員会事務局

世田谷区立梅丘中学校（区立児童館との複合化）改築整備方針について

1 主旨

世田谷区立梅丘中学校は、「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第 2 期）」において、令和 7 年度より施設更新に着手する学校に選定している。

また、「世田谷区立児童館の整備等計画について（令和 4 年 7 月）」において、児童館未整備地区である松原地区の児童館は、梅丘中学校との複合化により整備することとしている。

このたび、世田谷区立梅丘中学校（区立児童館との複合化）の整備手法及び配置計画の方向性について、改築整備方針を取りまとめたので報告する。

2 改築整備方針

（1）基本的な考え方

① 整備手法

「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第 2 期）」では、棟別全棟整備を基本としている。棟別に改修の可能性を検討した結果、下表のとおり一部改築等とする（各棟の配置は P. 6 「（2）現在の校舎配置」参照）。

教室棟 (S36～S41) 【築 64 年～築 59 年】	・老朽化度合いを調査した結果、長寿命化に不向きであるため、改築とする。
管理特別教室棟 (S41～S54) 【築 59 年～築 46 年】	・老朽化度合いを調査した結果、長寿命化に不向きであるため、改築とする。
屋内運動場棟 (S54) 【築 46 年】	・敷地東側の擁壁が現行法令に照らし合わせると不適格な状態であるが、屋内運動場棟を改修して継続利用する場合、屋内運動場棟に近接する擁壁の更新工事が困難となるため、改築とする。
プール・給食室棟 (H16) 【築 21 年】	・環境面、性能面の検討結果に問題がなく、築年数が浅いことから改築せず、改修とする。

② 仮設校舎の抑制

改築工事を２期に分け、校庭に１期新校舎を建設し、既存校舎を解体後、２期新校舎等を建設する計画とし、仮設校舎を設けずに改築する。

③ 改築中の対応

給食は、既存給食室を継続利用して提供する。水泳授業は、既存の温水プールを継続利用して行う。校庭利用は、近隣校と連携するなど計画的な授業の実施ができるよう取り組む。

④ 校庭の整備

校舎配置の変更に伴う近隣住宅地への影響や、校庭の利用状況等を踏まえ、舗装材（クレイ系、ゴムチップ、人工芝等）の検討を行う。

⑤ 区立児童館との複合化

「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第２期）」及び「世田谷区立児童館の整備等計画について（令和４年７月）」を踏まえ、梅丘中学校との複合化により新規整備する。

⑥ 配置計画

現在の校庭東側に新校舎を建設し、既存校舎の解体後、児童館を複合化した新校舎を２期工事で整備する。既存校舎跡の西側を校庭とする。

（２）敷地概要

敷地東側に接する道路は校舎・校庭地盤面より最大３．５ｍ程度高くなっており、学校敷地側に擁壁が築造されている。改築にあたっては、建築工事のほか擁壁の更新工事も必要となる。

所在地	世田谷区松原６丁目５番１１号
敷地面積	１２，９６１．９１㎡
都市計画等	第一種住居地域、容積率２００％、建ぺい率６０％、 １９ｍ第２種高度地区、準防火地域、 都市計画道路補助第１５４号線（計画幅員１５ｍ）

（３）施設概要

梅丘中学校の新校舎の延床面積は、「学校改築ガイドライン（令和７年６月改訂版）」に基づき、普通教室、特別教室、管理諸室、屋内運動場、特別支援学級、特別支援教室、防災倉庫等を確保し、約７，５００㎡とする。

区立児童館の延床面積は、遊戯室、集会室、乳幼児室、工作室、音楽室、事務室、管理諸室等を確保し、約７３０㎡とする。

構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上4階建 ※工期、資材搬入等の状況を踏まえ検討する。			
延床面積	約10,573㎡			
面積内訳	建物（棟）		既 存	整備後
中学校	改築	教室棟、 管理特別教室棟、 屋内運動場棟	約7,690㎡	約7,500㎡
	改修	プール・給食室棟	約2,343㎡	約2,343㎡
	合計		約10,033㎡	約9,843㎡
児童館	新築	—	—	約730㎡

① 梅丘中学校

教室（特別教室、管理諸室等を除く）として15教室（普通教室12室、ワークスペース3室）、特別支援学級等として5.5教室分、及び帰国・外国人教育相談室の面積を想定する。

ア) 普通教室

学務課の推計による生徒数の予測（令和7年8月1日現在）は下表のとおりである。35人学級を考慮し、普通教室は12教室を確保する。

年度	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031
生徒数 (クラス数)	354 (11)	369 (11)	381 (12)	374 (12)	358 (12)	357 (12)	349 (12)

イ) 特別支援学級等

「世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画（令和7年度～令和9年度）」では、インクルーシブ教育を推進し、地域の学校で学ぶことを基本とするため、改築計画等を踏まえて計画的な学級の整備を進めることとしている。

整備計画の方針を踏まえ、特別支援学級（固定学級）4教室分を確保する。

特別支援教室（すまいるルーム）は現行と同じく巡回校の位置付けとし、1.5教室分を確保する。

ウ) 帰国・外国人教育相談室

日本語指導が必要な児童・生徒を支援するための相談窓口で、日本語指導補助員の派遣、補習教室等を行っている他、保護者や学校からの相談事業、訪問面接、保護者への通訳派遣などの事業を包括的に実施しており、帰国・外国人児童・生徒に対する支援の中核的な役割を担っている。

現在は、教育支援嘱託員１名と教育相談員３名で運営しており、事務室及び相談スペースとして学校施設の一部を利用している。また、補習教室の会場として、水曜日の放課後及び土曜日といった生徒が利用していない時間帯に、普通教室や特別教室等を２０室程度利用し、日本語指導と教科補習を実施している。

今後、更なる外国籍児童・生徒の増加が見込まれるため、教育相談員を増員の上、補習教室を拡充して、教育総合センターや他校で実施予定である。改築後の梅丘中学校における帰国・外国人教育相談室は、事務室、打合せ・作業スペース、相談室の計１．５教室分を確保する。

② 区立児童館

近年整備した児童館の事例等を踏まえ、遊戯室、集会室、乳幼児室、工作室、音楽室、事務室、管理諸室、館庭等を整備する。

３ 概算経費

(１) 概算総事業費

約７５．６億円	・ Nearly ZEB 化、擁壁にかかる費用を含んでいる。 ・ 校庭舗装、外構、植栽及び駐輪場等の整備費は含まない。
---------	--

※概算事業費総額が１０億円以上となる本件整備事業は、「公共施設等総合管理計画一部改訂（第２期）」に示す官民連携手法の検討対象事業に該当するが、施設の開設時期を踏まえ、従来手法による施設整備を進めていく。

(２) 施設維持管理費

約４，３００万円/年	・ ZEB改築による光熱費削減額を考慮している。
------------	--------------------------

(３) 特定財源

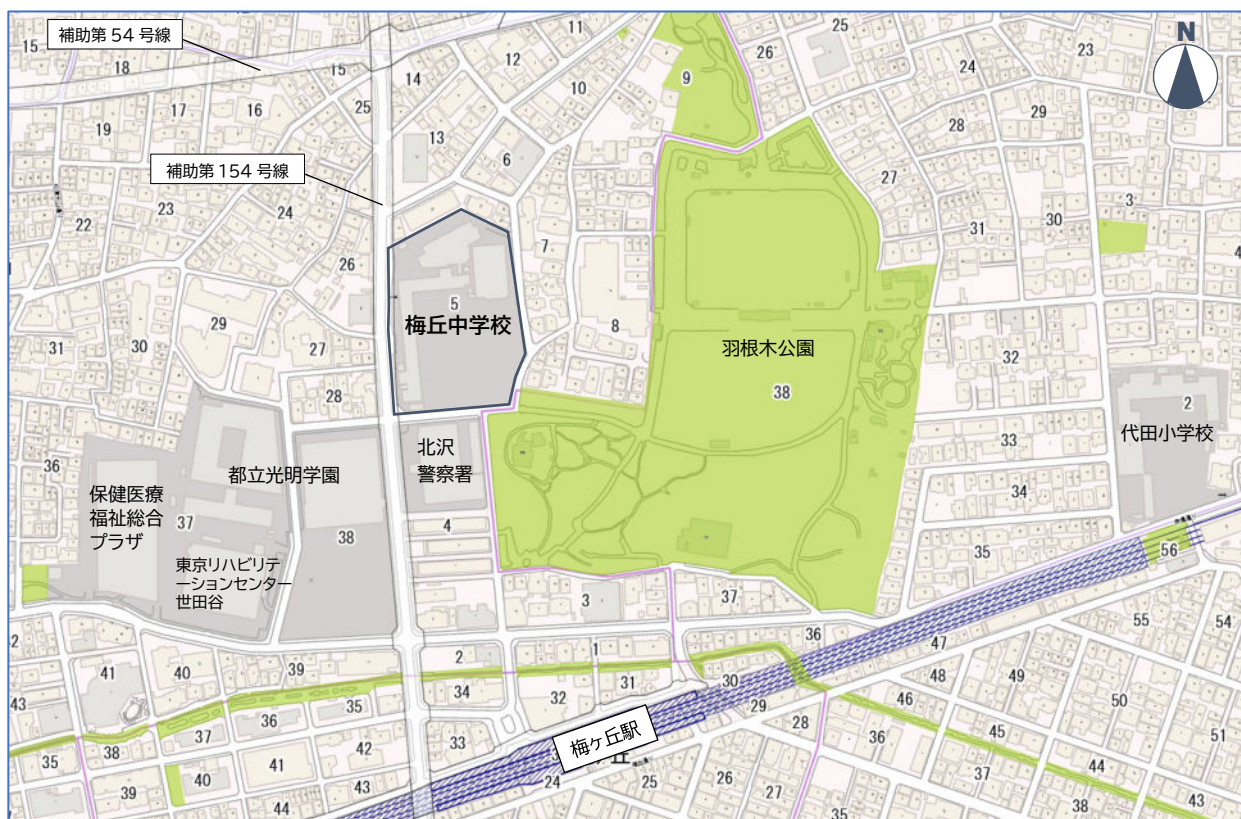
約１．４億円（見込）	【中学校】約５，１５０万円 ・ 国庫補助事業（公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金） 【児童館】約８，６６０万円 ・ 国庫補助事業（次世代育成支援対策施設整備交付金） ・ 都補助事業（児童館環境整備事業補助事業、子供家庭支援区市町村包括補助事業）
------------	---

4 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年度	基本構想
令和 9 年度	基本設計
令和 10 年度	実施設計
令和 11 年度	実施設計、改築 1 期工事
令和 12 年度	改築 1 期工事
令和 13 年度	改築 1 期工事完了、解体工事
令和 14 年度	解体工事、改築 2 期工事
令和 15 年度以降	改築 2 期工事完了、児童館開設、外構・校庭整備工事他

【参考】施設の概要

（１）周辺図

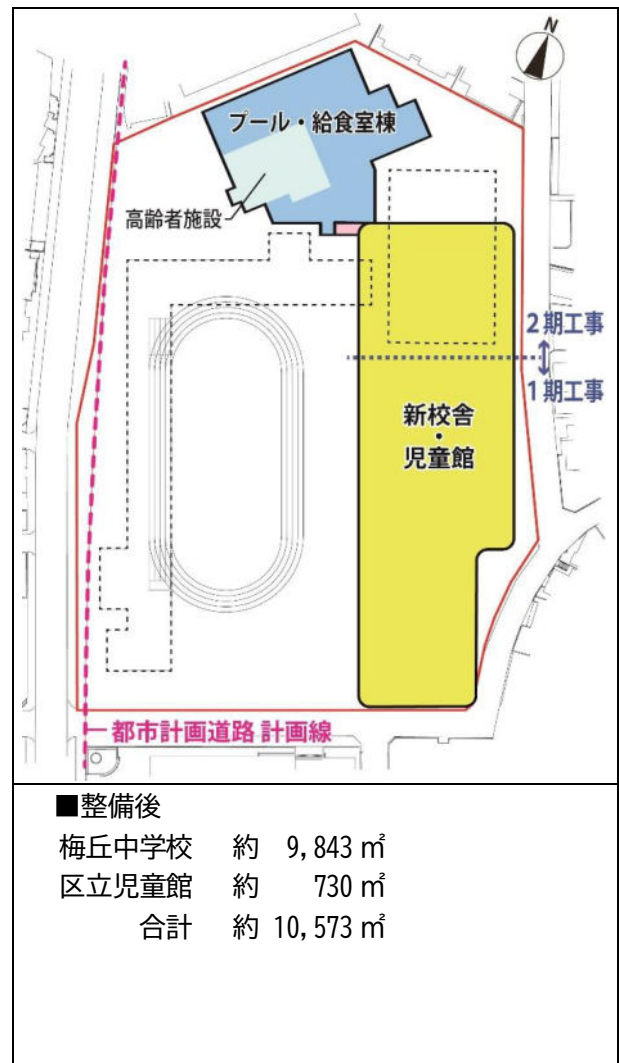


この地図の作成に当たっては、国際航業株式会社の承諾を得て、国際航業株式会社に著作権が帰属する白地図データベースを使用しています。

(2) 現在の校舎配置



(3) 整備後の校舎配置イメージ



[illegible]

梅丘中学校西側外構

